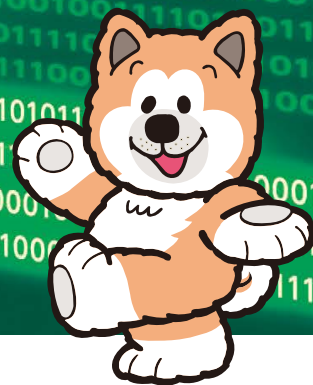


手形に代わる新たな決済手段が誕生！

〈北都銀行〉 でんさいネットサービス

電子記録債権



「電子記録債権」と「でんさいネット」

電子記録債権とは？

- 平成20年12月に施行された、「電子記録債権法」により創設されたITを活用した新しい方法です。
- 手形や売掛債権の問題点を解決し、中小事業者の資金調達の円滑化を図ることが期待されています。
- インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、支払いに利用することができます。

でんさいネット／でんさいとは？

- 全国銀行協会が設立した電子債権記録機関が、株式会社全銀電子債権ネットワークです。当行をはじめ全国の金融機関が参加しています。
- 同社の通称を「でんさいネット」と呼び、同社による電子記録債権を「でんさい」といいます。

1 北都銀行でんさいネットサービスのメリット

支払企業（債務者側）のメリット

①事務負担が軽減、搬送コストも削減

手形の発行および振込の準備など、支払に関する事務負担が軽減されます。さらに、手形の搬送コストも削減できます。

②印紙税の負担軽減

手形と異なり印紙税は課税されません。

③支払手段の一本化

手形・振込・一括決済など、複数の支払手段を一本化することも可能となり、資金管理の効率化が図れます。

納入企業（債権者側）のメリット

①事務負担が軽減、管理コストも削減

ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配がありません。また、厳重に保管、管理する必要がなくなり、管理コストを削減することができます。

②必要な分だけ分割・割引が可能

必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることが可能です。手形にはない「でんさい」特有の大きなメリットです。

③取立手続き不要

支払期日になると「北都銀行」の口座に自動入金されますので、面倒な手続きは不要です。

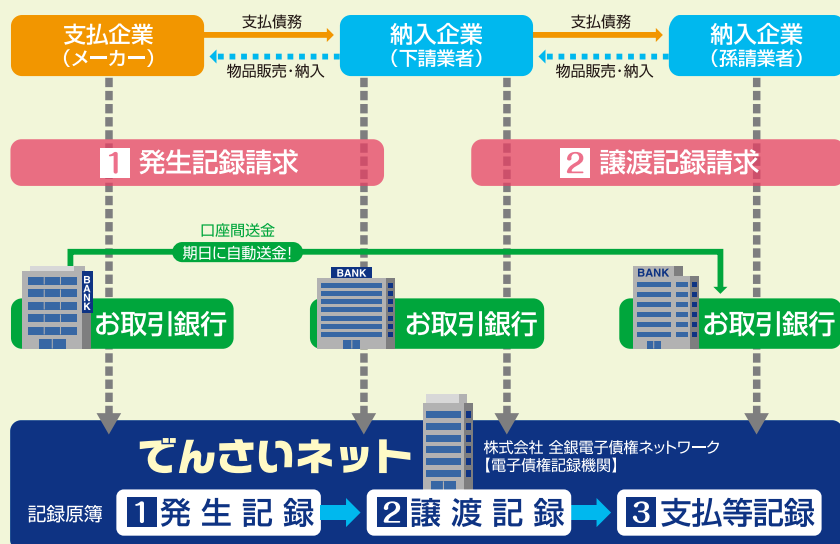
④資金繰りに有効活用

「でんさい」は流通性の高い債権であり、これまでの資金繰りに活用できなかった債権の譲渡や割引などが可能となり、無駄なく有効活用することができます。

2 取引イメージ

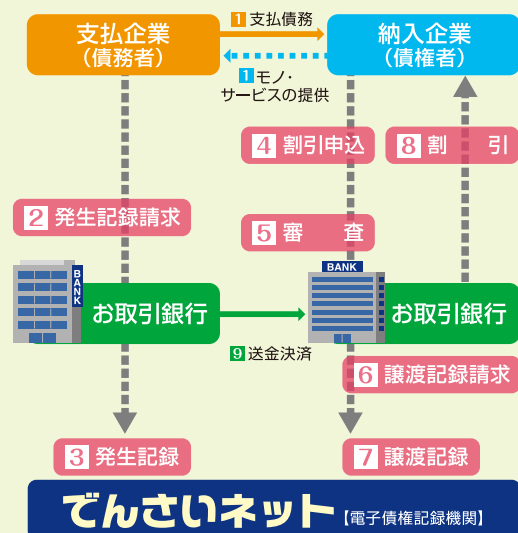
- 1 電子債権の発生** …… お取引銀行を通じて、でんさいネットの記録原簿に「発生記録」を行うことで、電子債権が発生します。
- 2 電子債権の譲渡** …… お取引銀行を通じて、でんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子債権を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。
- 3 電子債権の支払** …… 支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金が引落され、納入企業の口座へ払込みが行われます。でんさいネットが支払が完了した旨を「支払等記録」として記録しますので、面倒な手続は一切不要です。また、手形と異なり、納入企業は支払期日の当日から資金を利用することが可能となります。

でんさいネットの取引イメージ図



でんさいを割引する場合

納入企業様が「でんさい」を割引する場合、(1)(2)(3)発生記録後、(4)(5)割引申込に対する審査の後、(6)(7)でんさいネットが譲渡記録を行い、(8)割引が実施されます。(9)支払期日に支払企業様の口座から参加金融機関へ資金が自動送金されます。



3 サービスの内容

ご利用形態

ご利用目的に応じて、利用形態を選択できます。

- 債務者利用…債権者および債務者としての取引を行います（「でんさい」の発生・譲渡等全ての取引が可能です）
- 債権者利用…債権者としてのみ取引を行います（発生記録の請求を行い、債務者の承諾を得ます）

記録請求サービス

項 目	サービス内容
発 生 記 録	手形制度における振出に相当します。利用者番号や口座情報等で相手先を特定し、当行を通じて発生記録の請求をします。この発生記録が行われると「でんさい」が発生します。発生日は1ヵ月先までの日付を指定した予約が可能です。 発生記録には請求方式の違いにより、2つの方式があります。 ①債務者（支払企業）請求方式： 債務者（支払企業）側から債権者（納入企業）宛てに「でんさい」を発生させる方式です。 ②債権者（納入企業）請求方式： 債権者（納入企業）側から債務者（支払企業）宛てに「でんさい」を請求する方式です。
譲 渡 記 録 (分割譲渡記録)	手形制度における裏書譲渡に相当します。手形の裏書譲渡と同様に譲渡人は譲受人に対して保証債務を負います。また、「でんさい」は分割して一部譲渡することが可能です。
保 証 記 録	発生済の「でんさい」について債権者（納入企業）から第三者へ保証を依頼することが可能です。5銀行営業日以内に保証人が承諾すれば保証記録が成立します。
変 更 記 録	発生済の「でんさい」について支払期日や金額等の変更または、債権の削除を請求することが可能です。ただし、請求後、5銀行営業日以内（請求日を含む）に債権者および債務者の承諾を得る必要があり、得られない場合は自動的に変更記録請求が取り消されます。

その他のサービス

項 目	サービス内容
債権情報照会 (通常開示)	「でんさい」の支払期日や金額、保証人等の記録内容を北都銀行でんさいネットを通じて照会し、開示を受けることが可能です。
でんさい割引	発生済の「でんさい」について債権者（納入企業）が当行へ譲渡を行い期日前に資金化することが可能です。なお、でんさい割引の利用には別途所定の審査があります。
口座間送金決済 (支払等記録)	支払期日になると、債務者口座から債権者口座へ自動的に送金され、資金決済が行われます。そして、でんさいネットにおいて自動的に支払等記録が行われます。

4 ご利用時間

時 間	〈ほくと法人IBサービス〉をご利用の場合		店頭をご利用の場合	
	平 日	土・日・祝	平 日	土・日・祝
7:00～9:00	当日取引・予約取引 とも可	予約取引のみ可	—	—
9:00～15:00			当日取引 ^(注) ・予約取引とも可	
15:00～24:00	予約取引のみ可		—	

(注) ご依頼の時間によっては、当日取引とならない場合がございますので、ご了承ください。

※12月31日～1月3日、5月3日～5日および、毎月第2土曜日はサービスを休止いたします。

5 ご利用手数料

手数料の種類	〈ほくと法人IBサービス〉をご利用の場合	店頭をご利用の場合
発生記録手数料 譲渡記録手数料 分割譲渡手数料 変更記録手数料 保証記録手数料 支払等記録手数料	330円／1件	1,430円／1件
残高証明書(都度発行)	4,400円／1件	4,400円／1件
残高証明書(定例発行)	1,650円／1件	1,650円／1件

※基本手数料はございません。

6 でんさいネットのご利用について

でんさいネットのご利用は、**〈ほくと法人IBサービス〉**の活用が便利です！

- 〈ほくと法人IBサービス〉とは、インターネットに接続可能なパソコンで、簡単に残高照会やお振込ができる法人・個人事業主向けのサービスです。(詳しくは、別紙の専用パンフレットをご覧ください。)
- でんさいネットのご利用は、当行本支店の窓口(書面提出)からでもできますが、〈ほくと法人IBサービス〉を活用すると、ご来店不要で事務所のパソコンからできますので、とても便利です。(都度の書面提出不要)

〈ほくと法人IBサービス〉の概要

※北都銀行でんさいネットサービス利用手数料以外に、〈ほくと法人IBサービス〉の月額料金が必要となります。

月額基本料

- 照会、振替・振込サービス …1,100円
- 照会、振替・振込サービス+データ伝送サービス…3,300円

※でんさいネットへの接続はいずれの契約でも利用可能です。

※振込等は別途当行所定の手数料が代表口座から自動引落としとなります。

サービスの 内 容

- 照会サービス …預金口座の残高、入出金明細などの照会ができます。
- 振替・振込サービス …預金口座から当行本支店間の振替・振込および他行宛の振込が行えます。
- データ伝送サービス …総合振込、給与、賞与振込データを、インターネットを通じて、北都銀行へ送信できます。

7 Q&A

Q1 「でんさいネット」は複数の銀行で利用することはできますか？

A 「でんさい」の利用に関しては、支払・受取ともに複数の銀行で利用することができますが、それぞれの銀行に利用申込を行う必要があります。

Q2 支払や受取などの記録内容はどのように確認できますか？

A 記録内容は支払・受取ともに「でんさいネット」に接続して、パソコン画面で確認します。
ただし、支払については、当行経由で発生記録請求をした内容のみ確認可能です。
※発生記録請求＝手形の振出(支払)のこと

Q3 支払や受取に関して、決済予定の連絡はありますか？

A 支払については支払期日の2営業日前に決済予定情報が電子メールで通知されます。受取りについても電子メールで通知されます。

8 ご利用申込時の必要書類

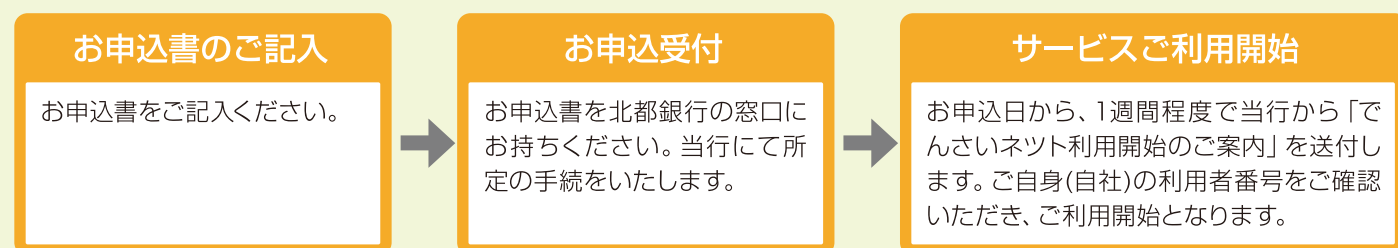
利用申込書以外に、次のいずれかの書類をご準備願います。

- 印鑑証明書または現在事項全部証明書

※法人の場合は、本社の登記住所が記載されている書類が必要となります。

※提出前6ヵ月以内の発行

ご利用までの流れ



くわしくは北都銀行の窓口までお問い合わせください。

ほくと法人IBサービスからの操作方法については、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。